

伊勢市 計画相談支援・障害児相談支援 マニュアル

平成26年9月（第1版）

平成31年4月（第2版）

令和3年4月（第3版）

伊勢市 健康福祉部 高齢・障がい福祉課

目次

1 対象者

- (1) 計画相談の対象者 1
- (2) 障害児相談支援の対象者 1

2 サービス内容

- (1) 計画相談支援の内容 3
- (2) 障害児相談支援の内容 6
- (3) 提供様式 9

3 モニタリング期間の設定

- (1) モニタリング期間 10
- (2) きめ細かいモニタリング期間 11
- (3) 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給期間 12
- (4) 具体的な例 12

4 支給決定プロセス

- (1) 障害福祉サービス 14
- (2) 障害児通所支援 17

5 居宅介護等サービス内容についてのQ&A

- (1) 居宅介護Q&A 19
- (2) 重度訪問介護Q&A 28
- (3) 同行援護Q&A 30
- (4) 行動援護Q&A 33
- (5) 計画相談支援・障害児相談支援 33
- (6) 地域生活支援事業 34

6 伊勢市における「非定型支給」の取り扱い 35

7 様式集 36

1 対象者

計画相談支援及び障害児相談支援の対象者は、原則、サービスを利用するすべての障がい者（児）となります。

(1) 計画相談支援（障害者総合支援法）の対象者 ●●●●●●●●●●●●●●●●

	対象者	留意事項
サービス利用支援	障害福祉サービスの申請もしくは変更の申請に係る障がい者もしくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者	
継続サービス利用支援	指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障がい者等又は地域相談支援給付決定障がい者	指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合については継続サービス利用支援の対象外

(2) 障害児相談支援（児童福祉法）の対象者 ●●●●●●●●●●●●●●●●

	対象者	留意事項
障害児支援利用援助	通所給付決定の申請もしくは変更の申請に係る障がい児の保護者	
継続障害児支援利用援助	指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により障害児支援利用計画が作成された通所給付決定保護者	指定障害児相談支援事業者以外の者が障害児支援利用計画案を作成した場合については継続障害児支援利用援助の対象外

※ 申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、サービス等利用計画の作成は不要となります。

※ 申請者自身や家族が、サービス等利用計画案を作成する場合（セルフプラン）には、申請者又は家族が作成したサービス等利用計画案（セルフプラン）を伊勢市高齢・障がい福祉課に提出します。

※ 申請者が、障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合には、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を一体的にまとめた計画の提出を申請者に依頼します。（相談支援事業者の報酬は、障害児相談支援給付費のみ算定することとなります。）また、高校在学中に 18 歳に到達した放課後等デイサービスと障害福祉サービスを併給している者については、放課後等デイサービスを利用している間については、障害児相談支援給付を算定することとなります。放課後等デイサービスの利用が終了した時点で、計画相談支援給付費を算定することとなります。

2 サービス内容

計画相談支援及び障害児相談支援のサービス内容は、以下のとおりとなります。

(1) 計画相談支援（障害者総合支援法）の内容 ●●●●●●●●●●●●●●●●

① サービス利用支援

サービス等利用計画案の作成

(作成する様式)

- サービス等利用計画案（様式1-1）
- サービス等利用計画案【週間計画表】（様式1-2）
- 申請者の現状（基本情報）（様式1-3）
- 申請者の現状（基本情報）【現在の生活】（様式1-4）

(様式への記載事項)

- ・利用者及びその家族の生活に対する意向
- ・障がい者の心身の状況
- ・障がい者の置かれている状況
- ・総合的な援助の方針
- ・生活全般の解決すべき課題
- ・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ・提供されるサービスの種類、内容、量 等
- ・サービスを提供する上での留意事項
- ・モニタリング期間



作成後、伊勢市高齢・障がい福祉課へ提出



支給決定



指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整



サービス等利用計画の作成

(作成する様式)

- サービス等利用計画（様式2-1）
- サービス等利用計画【週間計画表】（様式2-2）

(サービス等利用計画案の内容に加え、以下の内容を追加)

- ・福祉サービス等の利用料
- ・福祉サービス等の担当者

(留意事項)

- ・サービス担当者会議を開催し、支援内容を調整する。



作成後、申請者に交付



サービス等利用計画の写しをサービス提供事業者、伊勢市高齢・障がい福祉課へ提出

② 継続サービス利用支援

モニタリング期間ごとに、サービス等利用計画が適切であるかどうか、サービスの利用状況等を検証する



サービスの利用状況の検証結果及び利用者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等の利用計画の見直しを行う



モニタリング報告書の作成

(作成する様式)

- モニタリング報告書（様式3-1）
- 継続サービス等利用計画【週間計画表】（様式3-2）

(留意事項)

- ・サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。
- ・新たな支給決定等が必要になる場合は、利用者へ当該申請の勧奨を行う。



作成後、申請者に交付



モニタリング報告書の写しをサービス提供事業者、伊勢市高齢・障がい福祉課へ提出

(障害児支援利用計画案の内容に加え、以下の内容を追加)

- 障害児通所支援の利用料
- 障害児通所支援の担当者

(留意事項)

- サービス担当者会議を開催し、支援内容を調整する。



作成後、申請者に交付



障害児支援利用計画の写しをサービス提供事業者、伊勢市高齢・障がい福祉課へ提出

② 継続障害児支援利用援助

モニタリング期間ごとに、障害児支援利用計画が適切であるかどうか、障害児通所支援の利用状況等を検証する



障害児通所支援の利用状況の検証結果及び障がい児の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行う



モニタリング報告書の作成

(作成する様式)

- モニタリング報告書（様式3-1）
- 継続障害児支援利用計画【週間計画表】（様式3-2）

(留意事項)

- ・障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。
- ・新たな支給決定等が必要になる場合は、障害児の保護者へ当該申請の勧奨を行う。



作成後、申請者に交付



モニタリング報告書の写しをサービス提供事業者、伊勢市高齢・障がい福祉課へ提出

(3) 支給決定プロセスの各段階で伊勢市高齢・障がい福祉課に提供する「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の様式 ●●●●●●●●●●

支給決定プロセス	「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の様式								サービス等調整会議議事録等、独自の様式 アセスメントシート、ニーズ整理表	
	様式 1-1	様式 1-2	様式 1-3	様式 1-4	様式 2-1	様式 2-2	様式 3-1	様式 3-2		
	サービス等利用計画案 障害児支援利用計画案	サービス等利用計画案(週間) 障害児支援利用計画案(週間)	申請者の状況(基本情報)	申請者の状況(基本情報(生活))	サービス等利用計画 障害児支援利用計画	サービス等利用計画(週間) 障害児支援利用計画(週間)	モニタリング報告書	継続サービス等利用計画(週間) 継続障害児支援利用計画(週間)		
① 支給決定前	●	●	●	●					○	
② 支給決定後					●	●			○	
③ モニタリング	サービスの種類や量が変わる場合			○	○			●		○
	曜日や時間帯、事業者のみが変わる場合			○	○			●	●	○
	特に変更がない場合							○	○	

※ ●必須提出、○必要に応じて提出

※サービスの支給期間の開始日が月途中の場合、モニタリングを実施するのは当該サービス開始日の属する月の翌月から。

例：サービスの支給期間が平成31年4月15日～令和23月31日の場合
→モニタリングを実施する最初の3ヶ月は令和元年5月・6月・7月

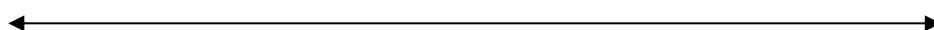
例2 平成31年4月から、生活介護を新規支給決定する場合

(サービスの支給期間 平成31年4月1日～令和4年3月31日)

(計画相談支援の支給期間 平成31年3月〇日～令和4年3月31日)

● モニタリングを毎月実施（最初の3ヶ月間）後、6ヶ月ごとの実施

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H31 2019年	計 画 作 成	モ	モ	モ			モ						モ
R2 2020年							モ						モ
R3 2021年							モ						モ



サービスの支給期間

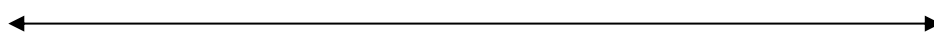
例3 平成31年4月から、短期入所の支給決定を更新する場合

(サービスの支給期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(計画相談支援の支給期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日)

● モニタリングを3ヶ月ごとに実施

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H31 2019年	計 画 作 成			モ			モ			モ			モ



サービスの支給期間



⑥ 支給決定

- ・伊勢市高齢・障がい福祉課は、「介護給付費等支給決定通知書」及び「計画相談支援給付費支給通知書」を交付し、申請者のサービス利用に係る公費負担を決定します。
- ・併せて、「障害福祉サービス受給者証」を申請者に交付します。なお、事前に同意を得ている場合には「指定特定相談支援事業者」へ送付します。



⑦ サービス担当者会議

サービス等利用計画に署名をします

- ・「指定特定相談支援事業者」は、支給決定を踏まえ、サービス提供事業者などの関係者を集め、サービス担当者会議を開催し、「サービス等利用計画」を作成し、申請者に交付します。作成した計画（写し）を伊勢市高齢・障がい福祉課へ提出します。
※サービス担当者会議では、課題解決に向けた支援内容やそれぞれの役割、今後の支援の方向性を確認します。



⑧ 障害福祉サービス提供事業所と契約します

- ・申請者は、サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。



⑨ 個別支援計画を作成します

- ・「サービス提供事業者」は、「サービス等利用計画」の内容を踏まえて「個別支援計画」を作成します。



⑩ サービスを利用します

- ・申請者は「障害福祉サービス受給者証」を事業者に提示し、サービスを利用します。



⑪ モニタリング

- 「指定特定相談事業者」は、障害福祉サービス受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
- 新たなサービスの利用が必要な場合には、申請者に対し、当該サービスの利用申請を勧奨します。
- モニタリング報告書等の書類（写し）を伊勢市高齢・障がい福祉課へ提出します。

(2) 障害児通所支援

① 障害児通所支援利用の申請をします

- ・申請者は、障害児通所支援に係る利用申請書を伊勢市高齢・障がい福祉課に提出します。
- ・伊勢市高齢・障がい福祉課は、「障害児支援利用計画案提出依頼書」を申請者に交付します。



② 指定障害児相談支援事業所へ計画作成を依頼し、契約します

- ・申請者は、障害児相談支援の提供について「指定障害児相談支援事業者」と利用契約します。
- ・「指定障害児相談支援事業者」は、「障害児支援利用計画案」を作成します。



③ 勘案事項についての調査を受けます

- ・伊勢市高齢・障がい福祉課は、申請者に対し、勘案事項についての調査を行います。



④ 障害児支援利用計画案に署名をします

- ・申請者又は「指定障害児相談支援事業者」は、「指定障害児相談支援事業者」が作成した「障害児支援利用計画案」を伊勢市高齢・障がい福祉課に提出します。



⑤ 支給決定

- ・伊勢市高齢・障がい福祉課は、「障害児通所給付費支給決定通知書」及び「障害児相談支援給付費支給通知書」を交付し、申請者のサービス利用に係る公費負担を決定します。
- ・併せて、「通所受給者証」を申請者に交付します。なお、事前に同意を得ている場合には「指定障害児相談支援事業者」へ送付します。



⑥ サービス担当者会議

障害児支援利用計画に署名をします

- 「指定障害児相談支援事業者」は、給付決定を踏まえ、サービス提供事業者などの関係者を集め、サービス担当者会議を開催し、「障害児支援利用計画」を作成し、申請者に交付します。作成した計画（写し）を伊勢市高齢・障がい福祉課へ提出します。
※サービス担当者会議では、課題解決に向けた支援内容やそれぞれの役割、今後の支援の方向性を確認します。



⑦ サービス提供事業所と契約します

- 申請者は、サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。



⑧ 個別支援計画を作成します

- 「サービス提供事業者」は、「障害児支援利用計画」の内容を踏まえて「個別支援計画」を作成します。



⑨ サービスを利用します

- 申請者は、「通所受給者証」を事業者に提示し、サービスを利用します。



⑩ モニタリング

- 「指定障害児相談支援事業者」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
- 新たなサービスの利用が必要な場合には、申請者に対し、当該サービスの利用申請を勧奨します。
- モニタリング報告書等の書類（写し）を伊勢市高齢・障がい福祉課へ提出します。

問7 窓拭きは対象となるか？

(答) 大掃除ではなく、日常の掃除の範囲として、利用者の居室であれば対象となる。

問8 利用者宅における、家具、電気器具等の移動、または模様替えは対象となるか？

(答) 日常的に行われる家事の範囲であるとは考えがたいため、対象とならない。ただし、利用者本人の心身の状況から必要と考えられる場合は個別支援計画に位置付けられることで対象となる。

● その他家事援助の範囲

問1 利用者が留守中に家事援助をすることは対象となるか？

(答) 家事援助は、利用者の安全確認を図りながら行うものであり、サービス提供中は、利用者が居宅に所在していることが基本である。効率性の観点から事業者及び利用者の都合で利用者不在中にサービスを行うことは対象とならない。

問2 利用者が入院中に育児支援（家事援助で利用）の利用は可能か？

(答) 利用者が不在であるところ（自宅）で、しかも入院中であり、家事援助として育児支援の提供は不可。

【考え方】

自宅内で行う育児の代行（支援）については、親である本人が在宅していなければならないが、保育所の送迎といった自宅の外での支援では親である本人にとって必要な外出中（自宅外での宿泊中や入院中は除く。）の場合であれば親である本人が自宅に不在でも利用が可能である。

問3 家事援助による育児支援での子どもが通院する場合の付き添いや保育所へ通園する場合の送迎について、医療機関の医師や保育所の保育士に子どものことについて伝達する必要がある場合に育児支援を行っているヘルパーに利用者（親）が同行することは可能か。

(答) 家事援助による育児支援は養育の代替するものであり、育児支援に利用者（親）が同行することはできない。行き先の医療機関や保育所において利用者（親）がヘルパーによる育児支援を受けた子どもと合流するか、同行が必要な場合は育児支援でなく同行援護や移動支援を利用することになる。

問4 病院への薬取りについては対象となるか？

(答) 利用者が受診後、代行する行為としては対象となる。ただし、遠方への薬取りは馴染まないため、他の方法の検討が必要。つまり、薬の受取りを代行する行為であり、

などで介護力に欠け送迎手段が得られない状況と判断した場合には移動支援サービスでの利用（移動支援サービスの対象者に限る）になる。

問3 生活介護等日中活動系事業所の送迎ルートバス停までの介助は対象となるか？

（答）身体介護での利用はできない。基本的には、施設の送迎を利用するまで（送迎ルートバス停まで）の移動は家族の介助によるものとするが、介護者の疾病等でその介助が困難な状況であると判断した場合には移動支援サービスでの利用（移動支援サービスの対象者に限る）になる。

なお、生活介護等日中活動系事業所へ通所前に自宅内で送り出しの介助（出発のための着がえ、靴を履く介助等）で身体介護を利用している場合、施設の送迎のバス停が自宅の前の道を渡ったところ等至近距離である場合は送り出しからの一連の介助として認められる場合があるので伊勢市高齢・障がい福祉課に相談のこと。又、帰宅直後からの自宅内の身体介護（帰宅後の靴を脱ぐための介助、着がえ等）を利用している場合で、施設の送迎のバス停が自宅からの至近距離である場合も自宅内での身体介護が中心の一連の行為として認められる場合があるのでこの場合も伊勢市高齢・障がい福祉課に相談のこと。

● 通院等介助の範囲

問1 病院へ行く際、本人に介助が必要だが、病院では人員の問題等で院内介助がつかない場合、ヘルパーが病院にいる間の通院等介助の算定はどうなるのか？

（答）本来院内の介助については、病院側が対応すべきものであるが、次の場合には通院等介助の算定はやむを得ないものとする。

- ① 病院側の諸事情により、院内介助がつかないこと
- ② 本人に介助が必要であること
（本人が希望しているからという理由だけでは対象とならない）
- ③ 院内において実際にヘルパーが見守り等の介助を行っていること
（何かあったらすぐに手が出せるような状態で待機していること）

※ ①～③にすべて該当していることが必要。事業所において、個別支援計画に位置づけ、サービス提供記録にも記載。伊勢市高齢・障がい福祉課と算定について調整済である旨も記録すること。

問2 通院等介助の院内介助の算定等について報酬算定の取扱いの詳細について知りたい。

（答）通院等介助においては、原則的に本人宅から病院又は役所等までと病院又は役所等から本人宅までの援助した時間が介護報酬の算定する時間としての基本である。

介護報酬の算定の考え方は次のとおりである。

【院内介助が不要の場合】

○ 診察時間が短いなどの理由により、ヘルパーが帰らない場合

（サービス提供記録を1枚で記録する）

トータルの時間から、院内の時間を除いた（中抜きした）時間が介護報酬を算定する時間となる。

○ 診察時間が長いなどの理由によりヘルパーが帰った場合

（サービス提供記録を行きと帰り別々に記録する）

本人宅から病院又は役所等までに要した時間並びに病院又は役所等から本人宅までに要した時間（トータル時間で算定せず、行きと帰りを別々に算定）

※トータル時間とは、本人宅から病院、院内、病院から本人宅などの一連のサービスを1人のヘルパーで行った合計時間を言う。

【院内介助が必要と判断された場合】

院内における介助（診察待ち時間等含む）が必要と伊勢市高齢・障がい福祉課が判断した場合は、院内における介助時間もサービス提供時間として算定することができる。（トータル時間で算定）

その場合は、次の事項を厳守すること。

【事項】

院内介助が認められた本人についてはアセスメント票又は居宅介護計画等の中に、伊勢市高齢・障がい福祉課と協議した結果を記録（例：平成〇年〇月〇日伊勢市高齢・障がい福祉課の★★さんと協議、院内の車いす移動、トイレ介助は算定可、診察待ち時間及びリハビリ中の時間は算定不可等）すること。

また、院内での算定できない時間がある場合は、日々のサービス提供記録の備考欄等に算定できない時間（例：診察待ち時間〇時〇分～〇時〇分）とわかるように記録すること。

問3 医療機関前でヘルパーと待ち合わせて、院内介助のみを行うことは可能か。

（答）通院等介助については自宅を出発点とするものであり、医療機関前で待ち合わせて院内介助のみを実質的に行うことはできない。院内介助はあくまでも通院時の移動介助に付随するものである。

問4 通院等介助で送りのみの場合、時間の算定はどのように考えればよいか？

（答）迎えから病院での業務終了まで。この場合、ヘルパーの帰りの時間は算定されない。

問5 入院、退院の送迎については対象となるか？

（答）原則として、入院、退院の送迎は、通院介助には該当しないが、一人暮らしであり身寄りがないなどで他に頼む人がいないときは、入退院のための身支度なども含めた通院介助として対応することは認められる。

問6 転院する際の支援は対象となるか？

(答) 日常生活の支援に該当しないため、対象とならない。

問7 整骨院、鍼灸、あんま、マッサージなど、自費で通うところへは、通院等介助として算定可能か？

(答) 医療保険対象か否かのみで判断すべきではなく、

- ① その通院が日常生活上必要かどうか、
 - ② 利用者の身体の状態等から通院のために介助が必要かどうか、
- この二点を満たすかどうかで、個別的に判断する必要がある。

問8 通院等介助について、効率的なサービス提供の観点から待ち時間を極小化するために、朝ホームヘルパーが診察券を窓口提出(所要時間30分未満)、昼に通院介助、夕に薬をホームヘルパーが取りに行く(所要時間30分未満)とした場合、一連の行為として合計して算定するのか？

(答) 一連の行為としてみなすことが可能であるので、利用者に対する適切な説明を行ない、1回の訪問とみなして算定することは差し支えない。

問9 グループホーム入居者は通院等介助の利用は可能か？

(答) グループホーム入居者の通院等介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになるが、慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、下記の要件のもと、通院等介助の利用が認められる。

【要件】

- ① 対象者…障害支援区分1以上、かつ、慢性疾患等の障がい者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者。
- ② 個別支援計画に位置付けられていること。
- ③ 通院等介助の対象回数は、2回/月を限度とする。

ただし、グループホーム入居者の自宅への一時帰宅中において自宅を起点に通院等介助を利用する場合は、上記①～③の要件は不要であり通院等介助の支給決定を受けることができる者においては、支給決定を受けることにより利用は可能である。また、グループホーム入居者で通院等介助の支給決定を受けている者は、通院等介助について改めての支給決定は不要である。

グループホーム(介護サービス包括型・外部サービス利用型)の通院等介助の利用については、受託居宅介護サービスとは別の利用になり、通院等介助の支給決定が必要である。(受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護のうち身体介護のみであるため)

問10 選挙の投票に行く場合は通院等介助又は移動支援のいずれになるのか？

(答) 通院等介助での利用となる。公的手続きのために官公庁等に行くときは通院等介助サービスの利用ができ、この公的手続きには自らの選挙の投票が含まれると解する。

問11 生活保護費の受取に福祉事務所(市役所)へ行く(福祉事務所来庁から連続して市役所庁舎内の市指定金融機関での小切手の換金含む)のは通院等介助か移動支援のいずれになるのか？

(答) 通院等介助での利用となる。生活保護費の受取のために福祉事務所に出向くことは、当該障がい者にとって公的手続きと解せることから通院等介助での利用となる。

問12 生活保護費を引き出すために口座を開設している金融機関(ATM含む)へ行くのは通院等介助か移動支援のいずれになるのか？

(答) 移動支援での利用となる。生活保護費は一旦、本人の口座に振り込まれば(問11の場合で小切手を換金したあと銀行に預けた後について含む)、口座からの金銭の引き出しは日常の金融機関での引き出しと何ら変わりなく公的手続きとは解することはできない。市役所庁舎内の金融機関のATMを利用する場合も同様である。

問13 医療機関のデイケアや通所リハビリへの通所は通院等介助か移動支援か？

(答) 医療機関で行われるもので診療報酬によるものであり通院等介助での利用となる。

● その他身体介護の範囲

問1 歩行訓練やリハビリなどを居宅内でホームヘルパーが行うことは対象となるか？

(答) リハビリが必要とされる場合には、一般的には医療職により実施されるべきものなのでホームヘルパーが行うことは考えにくい。ただし、それを行うことで本人の意欲が向上するなどの目標があれば、個別支援計画に位置付けて、本人・家族が行う行為の介助を行う場合は対象となる。

問2 じょくそうなどのガーゼ交換や坐薬の挿肛など、家族が行う医療行為を、ホームヘルパーが行うことは対象となるか？

(答) 訪問看護で対応するべきだが、本人や家族が行う行為の介助を行う場合は、対象となる。

問3 家族が留守中の見守りについての考え方は？

(答) 自立生活支援としての見守りの援助は、重度訪問介護の項目では算定に該当するが、居宅介護では留守中に見守りのみの介助が項目に含まれていない。そのため、個別に

問3 同一時間帯に身体介護のホームヘルパーと家事援助のホームヘルパーによるサービスの提供が可能か？

(答) 1人の利用者に対して同一時間帯に身体介護と家事援助のサービスを行うことは認められない。

問4 入院中の人、自宅に一時外泊中に居宅介護は利用可能か？

(答) 病院に入院中の障がい者等の看護、療養中の世話については、診療報酬(入院基本料)に算定されており、居宅介護の利用はできないが、地域移行支援を利用しており入院前に居住していた自宅において地域移行後を見据えて一時外泊中に利用する場合は可能である。あくまで仮退院という位置づけであり、自宅以外での利用はできない。

問5 里親又はファミリーホームにおける居宅介護等の利用は可能か？

(答) 里親制度及びファミリーホームは、社会的擁護を必要とする子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」という理念の下に運営されている。児童が里親又はファミリーホームに委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は短期入所(以下「居宅介護等」という)を利用することが必要と認められる場合については、里親又はファミリーホームにおいて居宅介護等の利用が認められる。

なお、当該居宅介護等に係る費用については、徴収を免除する取扱いの予定。

(平成25年2月25日 障害保健福祉関係主管課長会議)

問6 サテライト型住居(本体住居は介護サービス包括型グループホーム)に入居する重度の障がい者が、現行の特例措置である個人単位のホームヘルプを利用することは可能か？

(答) お見込のとおり。なお、利用者が将来一般住宅等において安心して日常生活が営めるよう、必要な支援を個別支援計画に反映させる等、利用者の今後の生活の見通しが明確に示される必要がある。なお、サテライト型住居を体験的に利用する場合も同様である。

問7 平成24年4月から「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療と看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で「たんの吸引等」の行為を実施できることになっているが、その制度の概要を知りたい。

(答) ① 対象となる医療行為(たんの吸引等の範囲)

○ たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)

○ 経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

※実際に介護職員等が実施するのは研修の内容に応じ、上記行為の一部又は全

問3 重度訪問介護での通院時の介助を行う場合で、院内の介助について基本は中抜きで、援護の実施者が認めれば算定は可能としてよいか？

(答) 本来院内の介助については、病院側が対応すべきものであるが、次の場合には算定はやむを得ないものとする。

- ① 病院側の諸事情により、院内介助がつかないこと。
- ② 本人に介助が必要であること。
(本人が希望しているからという理由だけでは対象とならない)
- ③ 院内において実際にヘルパーが見守り等の介助を行っていること。
(何かあったらすぐに手が出せるような状態で待機していること)

※ ①～③にすべて該当していることが必要。事業所において、支給決定時にアセスメントし、院内介助の必要性についても判断し、個別支援計画に位置づけて、サービス提供記録にも記載。伊勢市高齢・障がい福祉課と算定について調整である旨も記録する。

問4 介護保険制度利用者で重度訪問介護の支給決定をする場合(上乘せ併給)する場合の取扱いについて。

(答) 介護保険制度利用者で障がい者としての必要な支援が望めない場合、事案によっては、障害者施策を活用することになる。この場合で、重度訪問介護の支給決定をする場合に当該支援の支給決定時間が、3時間を最低時間としていることに留意する。言い換えると、重度訪問介護の支給決定にあたっては、1時間や2時間といった支給決定は、ないということである。このことから、1日の支援計画も重度訪問介護を活用した計画を作成するときは、断続的になっても構わないが、1日の合計が3時間になるような支援計画を作成しなければならない。

問5 行動障害を有する者に対する重度訪問介護の支給決定及び報酬算定の留意点について。

(答) 行動障害を有する者に対する重度訪問介護の支給決定及び報酬算定に際しては、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントを踏まえて障害特性や環境調整の必要性などが盛り込まれたサービス等利用計画が作成されていることが必要であり、そのために相談支援事業者を中心とした連携の下で、サービス担当者会議等において支援方法を共有する必要がある。なお、行動障害を有する者の支援に当たっては、関係者間で情報を共有し、一貫性のある支援を行うことが重要であることから、行動援護事業者等がアセスメントを行った後、支援計画を作成することは必須である。

問6 同一の日に同一の事業者が重度訪問介護に加えて行動援護サービス費を算定することは可能か？

(答) 本人の行動障害の状態が安定せず、引き続き行動援護による専門性の高い支援が必

(答) 認められないと解する。同行援護の利用の範囲は、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるもの。」とされている。通院や買い物などはもちろんのこと、社会参加や余暇活動についても認められる。年齢による制限も受けない。

問2 同行援護サービスの支給の範囲で「通年かつ長期にわたる外出」は、認められていないことになっているが、透析など通年かつ長期にわたる通院には利用可能か？

(答) 透析は通院等介助に含まれるサービスであることから、同行援護に通院等介助の目的を含んだ支給決定とする場合であっても、「通年かつ長期にわたる外出」にはあたらないため、利用は可能である。

問3 代読・代筆等付随する業務の範囲についてはどうか？

(答) 代読・代筆等付随する業務の範囲は、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援の範囲である。

問4 自宅内での代読代筆も支援の内容に含まれるのか？

(答) 自宅内では不可。自宅での代読代筆は、居宅介護サービス（家事援助）で可能。

問5 病院への通院について、同行援護における外出支援と居宅介護における通院等介助とはどちらが優先されると考えればよいのか。また、通院のみの同行援護の利用も可能か？

(答) 同行援護とするか通院等介助（自立支援給付）とするかについて、優先関係はない。視覚障がい者が通院と合わせて別の目的で利用するかなど、利用目的や実情に合わせ、支給申請書やサービス等利用計画を踏まえた支給決定が必要である。なお、通院のみの同行援護の利用も可能である。

問6 通院目的での同行援護と介護保険サービス（訪問介護による利用）との優先関係については介護保険サービスで通院時の支援が可能である場合は介護保険優先でよいのか。また、介護保険サービスでは単位が不足し、通院介助に必要な時間がまかなえない場合の通院目的での同行援護での利用は可能か？

(答) お見込のとおり。

問7 同行援護と通院等介助との間には優先関係はないが、外出目的が社会参加と通院であり、その際の支援を希望している場合、その両方の支援について同行援護での市で定める支給量基準で足りる場合、同行援護でのみ決定することは可能か。また、通院目的があることから通院目的と社会参加の両方で必要な時間数が市で定める同行援護の支給量基準を超える場合、通院の分は通院等介助、社会参加の分は同行援

護と分けて申請してもらいそれぞれのサービスの支給決定を行うことも可能か？

(答) お見込のとおり。

問8 介護保険対象者が通院後に余暇活動を行う場合に、通院についても同行援護を利用することは可能か？

(答) 同行援護と障害福祉サービスの通院等介助には優先関係はないが、サービスの内容等から介護保険サービスの利用が可能である場合は介護保険サービスが優先するので、通院部分は介護保険サービスを利用し、その後の余暇についての部分は同行援護を利用することになる。ただし、介護保険要介護・要支援認定で自立（非該当）の場合、要支援で介護保険サービスでは通院介助が利用できない場合等介護保険で通院介助の利用が困難な場合や介護保険サービスでは単位が不足し、通院介助に必要な時間がまかなえない場合は同行援護による通院介助の利用が可能である。

問9 宿泊を伴う利用は可能か？

(答) 利用の対象としては差し支えないとされているものの、就寝中等サービス提供を行っていない時間については、報酬算定はされない。

※移動支援との違いに注意。

問10 同行援護においては、サービスの起点・終点は居宅以外でも差し支えないか？

(答) お見込みのとおり。ただし、サービス等利用計画等に記載の上、事業所と利用者の合意が必要。

問11 盲導犬同伴で外出する人は同行援護の利用はできるか？

(答) 同行援護は単なる移動、送迎サービスではなく、外出先での必要な代筆・代読を含む視覚的情報の支援や排泄・食事等の介護等も支援の範囲となっていることから、同伴の盲導犬ではこれらの支援を行うことができないので、利用は認められる。

問12 視覚障がい者の盲導犬の獣医への診察やつめ切りのための処置のための外出（ペットショップへ行く）に同行援護を利用できるか？

(答) 視覚障がい者にとって盲導犬はペットではなく、日常生活を支える重要な役割を担っていることから、盲導犬の獣医への診察やつめ切りのための処置のための外出は当該障がい者自身に必要不可欠な外出であると解する。

6 伊勢市における「非定型支給」の取り扱い

国が通知等で示している方針等も踏まえ、伊勢市においては、次のいずれかの場合にあっては、伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の意見を確認し、当該意見を勘案したうえで決定を行うこととします。

- 伊勢市支給決定基準に定める「基本支給量」を超える支給量が必要であると認められる場合であって、当該超える支給量を支給する案を作成したとき
- 就労移行支援、自立生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）及び宿泊型自立訓練を利用している者について、法施行規則に定める標準利用期間を超える期間の支給決定が必要と認められる場合であって、当該超える期間の支給決定の案を作成したとき
- 地域移行支援を利用している者について、継続して1年を超える期間の支給決定が必要と認められる場合であって、当該超える期間の支給決定の案を作成したとき

7 様式集

- サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（様式1-1）
- サービス等利用計画案【週間計画表】・障害児支援利用計画案【週間計画表】（様式1-2）
- 申請者の現状（基本情報）（様式1-3）
- 申請者の現状（基本情報）【現在の生活】（様式1-4）
- サービス等利用計画・障害児支援利用計画（様式2-1）
- サービス等利用計画【週間計画表】・障害児支援利用計画【週間計画表】（様式2-2）
- モニタリング報告書（様式3-1）
- 継続サービス等利用計画【週間計画表】・継続障害児支援利用計画【週間計画表】
（様式3-2）

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案

利用者氏名(児童氏名)	障害支援区分	相談支援事業者名					
障害福祉サービス受給者証番号		計画作成担当者					
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号						
計画案作成日	モニタリング期間(開始年月)	利用者同意者名欄					
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)							
総合的な援助の方針							
長期目標							
短期目標							
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】

利用者氏名(児童氏名)		障害支援区分		相談支援事業者名		計画作成担当者	
障害福祉サービス受給者証番号							
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号					
計画開始年月							
月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00							
8:00							
10:00							
12:00							
14:00							
16:00							課単位以外のサービス
18:00							
20:00							
22:00							
0:00							
2:00							
4:00							
サービス提供 によって実現 する生活の 全体像							

申請者の現状(基本情報)

作成日		相談支援事業者名		計画作成担当者	
-----	--	----------	--	---------	--

1. 概要(支援経過・現状と課題等)

--

2. 利用者の状況

氏名		生年月日		年齢	
住所				電話番号	
	[持家・借家・グループ/ケアホーム・入所施設・医療機関・その他()]			FAX番号	
障害または疾患名		障害支援区分		性別	男・女

家族構成 ※年齢、職業、主たる介護者等を記入

社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関・人物等(役割)

--	--

生活歴 ※受診歴等含む

医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、服薬状況等

--	--

本人の主訴(意向・希望)

家族の主訴(意向・希望)

--	--

3. 支援の状況

	名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度	備考
公的支援 (障害福祉サービス、介護保険等)					
その他の支援					

別紙2

申請者の現状(基本情報)【現在の生活】

利用者氏名	障害支援区分	相談支援事業者名 計画作成担当者	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00										週単位以外のサービス
8:00										
10:00										
12:00										
14:00										
16:00										
18:00										
20:00										
22:00										
0:00										
2:00										
4:00										

サービス等利用計画・障害児支援利用計画

利用者氏名(児童氏名)	障害支援区分	相談支援事業者名						
障害福祉サービス受給者証番号	利用者負担上限額	計画作成担当者						
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号							
計画作成日	モニタリング期間(開始年月)	利用者同意署名欄						
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)								
総合的な援助の方針								
長期目標								
短期目標								
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名 (担当者名・電話)	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1								
2								
3								
4								
5								
6								

サービス等利用計画・障害児支援利用計画【週間計画表】

利用者氏名(児童氏名)	障害支援区分	相談支援事業者名	相談支援事業者名							
障害福祉サービス受給者証番号	利用者負担上限額	計画作成担当者	計画作成担当者							
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号									
計画開始年月			月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00										
8:00										
10:00										
12:00										
14:00										
16:00										
18:00										
20:00										
22:00										
0:00										
2:00										
4:00										
										週単位以外のサービス

サービス提供
によって実現
する生活の
全体像

モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

利用者氏名(児童氏名)	障害支援区分	相談支援事業者名
障害福祉サービス受給者証番号	利用者負担上限額	計画作成担当者
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号	
計画作成日	モニタリング実施日	利用者同意署名欄
総合的な援助の方針		
全体の状況		

優先順位	支援目標	達成時期	サービス提供状況 (事業者からの聞き取り)	本人の感想・満足度	支援目標の達成度 (二一の充足度)	今後の課題・解決方法	計画変更の必要性			その他留意事項
							サービスの種類の変更	サービスの量の変更	週間計画の変更	
1							有・無	有・無	有・無	
2							有・無	有・無	有・無	
3							有・無	有・無	有・無	
4							有・無	有・無	有・無	
5							有・無	有・無	有・無	
6							有・無	有・無	有・無	

継続サービス等利用計画・継続障害児支援利用計画【週間計画表】

利用者氏名(児童氏名)		障害支援区分		相談支援事業者名			
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者			
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号					
計画開始年月							
月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00							
8:00							
10:00							
12:00							
14:00							
16:00							通所以外のサービス
18:00							
20:00							
22:00							
0:00							
2:00							
4:00							
サービス提供 によって実現 する生活の全 体像							